

船舶設備規程及び船舶安全法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ ○	船舶設備規程(昭和九年逋信省令第六号)(第一条関係)	.....	● ●
○ ○	船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)(第二条関係)	.....	● ●
			3 1

○船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）（第一条関係）

改正案

第十三号表 コンテナの荷重試験（第三百十一条の十八関係）

(一)・(二) (略)

(三) 屋根試験

荷重を付加する箇所	荷重を付加する向き	荷重の大きさ	荷重を付加する方法
屋根の外面で強度が最も弱い箇所の一辺六〇〇ミリメートル、他辺三〇〇ミリメートルの方形の部分	鉛直下方向	三〇〇キログラムの質量に重力加速度を乗じた値	一 水平で硬質の平面上にコンテナを置くこと。 二 荷重は、均等に負荷すること。
床	鉛直下方向	五、四六〇キログラムの質量に重力加速度を乗じた値	法 一 水平で硬質の平面上にコンテナを置くこと。 二 一車軸あたりの質量が五、四六〇キログラム（一車輪あたりの質量は二、七三〇キログラム

現行

第十三号表 コンテナの荷重試験（第三百十一条の十八関係）

(一)・(二) (略)

(三) 屋根試験

荷重を付加する箇所	荷重を付加する向き	荷重の大きさ	荷重を付加する方法
屋根の外面で強度が最も弱い箇所の一辺六〇〇ミリメートル、他辺三〇〇ミリメートルの方形の部分	鉛直下方向	三〇〇キログラム	法 一 水平で硬質の平面上にコンテナを置くこと。 二 荷重は、均等に負荷すること。
床	鉛直下方向	五、四六〇キログラム	法 一 水平で硬質の平面上にコンテナを置くこと。 二 一車軸あたりの質量が五、四六〇キログラム（一車輪あたりの質量は二、七三〇キログラム

（傍線の部分は改正部分）

<p>2 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 最大総重量 船舶安全法施行規則第五十五条の二第二号に規定する最大総質量に、重力加速度を乗じたものをいう。</p> <p>二 自重 コンテナの質量に、重力加速度を乗じたものをいう。</p> <p>三 最大積重ね荷重 船舶安全法施行規則第五十六条の四第一項に規定する最大積重ね質量に、重力加速度を乗じたものをいう。</p> <p>四 最大積載重量 船舶安全法施行規則第五十五条の二第二号に規定する最大積載質量に、重力加速度を乗じたものをいう。</p>	<p>(五) (八) (略)</p>	
			<p>～)の試験装置を移動させて荷重を負荷すること。なお、この装置は、車輪の幅一八〇ミリメートル、一車輪あたりの接地面積一四二平方センチメートル、両車輪の中心間距離七六〇ミリメートルのもとする。</p>

<p>2 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において使用する用語は、船舶安全法施行規則において使用する用語の例による。</p>	<p>(五) (八) (略)</p>	
			<p>～)の試験装置を移動させて荷重を負荷すること。なお、この装置は、車輪の幅一八〇ミリメートル、一車輪あたりの接地面積一四二平方センチメートル、両車輪の中心間距離七六〇ミリメートルのもとする。</p>


改 正 案	現 行
<p>第五十五条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該コンテナの総質量（当該コンテナに収納された貨物の総質量に当該コンテナの質量を加えたものをいう。）が指定を受けた最大総質量（最大積載質量（コンテナに収納される貨物の総質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）に当該コンテナの質量を加えたものをいう。以下同じ。）を超えていないこと（貨物を収納している場合に限る。）。</p> <p>第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。）又は法による検定を受け、これに合格したコンテナについて、最大総質量、最大積重ね質量（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される質量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）及び横手方向ラッキング試験荷重値（扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。）を、端壁強度並びに側壁強度を指定する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総質量、最大積重ね質量及び横手方向ラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。</p>	<p>第五十五条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該コンテナの総重量（当該コンテナに収納された貨物の総重量に自重を加えたものをいう。）が指定を受けた最大総重量（最大積載重量（コンテナに収納される貨物の総重量のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）に自重を加えたものをいう。以下同じ。）を超えていないこと（貨物を収納している場合に限る。）。</p> <p>第五十六条の四 管海官庁は、法による検査を受け、これに合格したコンテナ（はじめて材料試験及び荷重試験を行ったものに限る。）又は法による検定を受け、これに合格したコンテナについて、最大総重量、最大積重ね荷重（コンテナの上部に他のコンテナを積み重ねることにより、当該コンテナに負荷される荷重のうち許容される最大のものをいう。以下同じ。）及びラッキング試験荷重値（扉を有するコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値を含む。第三項において同じ。）を、端壁強度並びに側壁強度を指定する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条の船舶の設備として船級協会が検査を行ったコンテナについて船級協会が指定した最大総重量、最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板は、管海官庁の指定した最大総重量、最大積重ね荷重及びラッキング試験荷重値、端壁強度並びに側壁強度並びにその証印を附した安全承認板とみなす。</p>

第五十八条の四 安全承認板（第十九条の三第二号の確認物を含む。以下この条及び第六十条の四において同じ。）の取り付けられたコンテナには、当該安全承認板上に標示された最大総質量と異なる最大総質量を標示してはならない。

第五十九条の二（略）

- 2 コンテナには、当該コンテナの最大積載質量を超える総質量の貨物を収納してはならない。
- 3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね質量（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね質量）を超える質量を負荷していないことを確認しなければならない。

第22号の5様式（第56条の4関係）


CSC SAFETY APPROVAL			
I - / - / - /			
DATE MANUFACTURED			
IDENTIFICATION No.			
MAXIMUM OPERATING GROSS MASS	kg		lb
ALLOWABLE STACKING LOAD			
FOR 1.8g	kg		lb
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE			
		newtons	
ONE DOOR OFF:			
ALLOWABLE STACKING LOAD			
FOR 1.8g	kg		lb
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE			

第五十八条の四 安全承認板（第十九条の三第二号の確認物を含む。以下この条及び第六十条の四において同じ。）の取り付けられたコンテナには、当該安全承認板上に標示された最大総重量と異なる最大総重量を標示してはならない。

第五十九条の二（略）

- 2 コンテナには、当該コンテナの最大積載重量を超える総重量の貨物を収納してはならない。
- 3 船長は、コンテナに当該コンテナの最大積重ね荷重（船上において扉を開くことが想定されるコンテナにあつては、一の扉を取り外した状態における最大積重ね荷重）を超える荷重を負荷していないことを確認しなければならない。

第22号の5様式（第56条の4関係）

CSC SAFETY APPROVAL			
I - / - / - /			
DATE MANUFACTURED			
IDENTIFICATION No.			
MAXIMUM GROSS WEIGHT	kg		lb
ALLOWABLE STACKING WEIGHT			
FOR 1.8g	kg		lb
RACKING TEST LOAD VALUE			
		kg	lb
ONE DOOR OFF:			
ALLOWABLE STACKING MASS			
FOR 1.8g	kg		lb
RACKING TEST LOAD VALUE			

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

newtons

(注)

- 1 安全承認板は、耐久性、耐食性及び耐火性を有する方形の板とすること。
  - 2 縦は100ミリメートル以上、横は200ミリメートル以上とすること。
  - 3 「CSC SAFETY APPROVAL」の文字の大きさは、それぞれ8ミリメートル以上、他の文字及び数字は、それぞれ5ミリメートル以上とすること。
  - 4 船舶設備規程第13号表(7)又は(8)に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁試験又は側壁試験を行ったコンテナにあつては、  
「TRANSVERSE RACKING TEST FORCE  
newtons  
ONE DOOR OFF:  
ALLOWABLE STACKING LOAD                      と 「 FIRST  
FOR 1.8g                      kg                      lb  
TRANSVERSE RACKING TEST FORCE  
newtons」
- MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の間に、それぞれ「END WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により指定された端壁強度又は「SIDE WALL STRENGTH」の文字及び同項の規定により指定された側壁強度を標示すること。
- 5 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の下には、次回以降の保守点検を行うべき年月を標示できるように適当な余裕を設けること。

保安

FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE

kg    lb

(注)

- 1 安全承認板は、耐久性、耐食性及び耐火性を有する方形の板とすること。
  - 2 縦は100ミリメートル以上、横は200ミリメートル以上とすること。
  - 3 「CSC SAFETY APPROVAL」の文字の大きさは、それぞれ8ミリメートル以上、他の文字及び数字は、それぞれ5ミリメートル以上とすること。
  - 4 船舶設備規程第13号表(7)又は(8)に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁試験又は側壁試験を行ったコンテナにあつては、  
「RACKING TEST LOAD VALUE  
kg                      lb  
ONE DOOR OFF:  
ALLOWABLE STACKING MASS                      と 「 FIRST  
FOR 1.8g                      kg                      lb  
RACKING TEST LOAD VALUE  
kg                      lb」
- MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の間に、それぞれ「END WALL STRENGTH」の文字及び第56条の4第1項の規定により指定された端壁強度又は「SIDE WALL STRENGTH」の文字及び同項の規定により指定された側壁強度を標示すること。
- 5 「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の下には、次回以降の保守点検を行うべき年月を標示できるように適当な余裕を設けること。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に製造されたコンテナに現に取り付けられている安全承認板については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第二十二号の五様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。